

寒川町議会委員会条例新旧対照表

現行			改正案		
～略～			～略～		
別表(第 3 条関係)			別表(第 3 条関係)		
名称	所管事項	定数	名称	所管事項	定数
総務常任委員会	1 企画部、総務部及び町民部の所管に関する事項	10 人	総務常任委員会	1 企画部、総務部及び町民部の所管に関する事項	10 人
	2 会計課の所管に関する事項			2 会計課の所管に関する事項	
	3 消防本部、消防署、消防団の所管に関する事項			3 選挙管理委員会の所管に関する事項	
	4 選挙管理委員会の所管に関する事項			4 監査委員の所管に関する事項	
	5 監査委員の所管に関する事項			5 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項	
	6 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項			6 その他、他の常任委員会の所管に属さない事項	
	7 その他、他の常任委員会の所管に属さない事項				
(略)			(略)		
～略～			～略～		
			附 則		
			この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。		